

明朝最末期における政治的対立と宋応星

加 計 三千代

はじめに

明朝最末期の1637年（崇禎10）、宋応星は産業技術書『天工開物』を刊行した。『天工開物』は当時の中国における広範囲な重要産業を網羅し、各産業の生産工程を詳述したことなどから、中国や日本だけでなく欧米の国々の研究者からも絶賛されている。しかし、不明点も多い。そのような優れた技術書を著述した宋応星とはいったいどのような人物だったのか。また、彼はいかなる動機・手段で『天工開物』を著述したのか。私はそれらを知る手がかりを得たいと思い、本書刊行前年の1636年（崇禎9）に宋応星が記述した政論集『野議』（注1）の訳注を行ってきた（注2）。『野議』は「野議序」から始まり、「世運議」「進身議」「民財議」「士気議」「屯田議」「催科議」「軍餉議」「練兵議」「学政議」「塩政議」「風俗議」「乱萌議」の12議が記載されている。

さて、『天工開物』の序文に「幸生聖明極盛之世」という箇所がある。藪内清氏は『天工開物』の解説（注3）で、次のように語っている。

著者宋應星が生存した時代は、明末のきわめてあわただしい時代であった。本書が刊行された崇禎十年には、すでにその前年に清と国号を改めた満州族が北方より首都北京をねらっており、国内の治安は乱れて物情騒然たる有様であった。しかるに宋應星はこれらのことに一言もふれておらず、かえってその序文に「幸いにも聖明な天子の下、極盛の世に生まれあわせ」と述べている。このことは彼が北京を遠く離れた江西の一隅に居住したことも一つの原因であろうが、また中国読書人の時局に対する無関心のほどを示すものと言わねばならない。

このように従来、宋応星は時局に関心のない人物であったとされてきた。私も『野議』を読む前は、「宋応星は産業には詳しいが、時局にはやや疎い人物のようだ」と想像していた。だが『野議』を読んでみると、むしろその反対に「産業だけでなく時局にも大変関心を持ち、国を想う気持ちが非常に強い人物である」ことが把握できた。

宋応星は『野議』で明朝最末期の時局、軍糧調達、士気、科挙、塩政、風俗、生産、称貸などについて述べているが、その中で核の1つとなっているのは「科挙」についての記述だと思われる。例えば「野議序」で、「規漚数行、而送邸報者至、則見有立談而得美官者、此千秋遇合奇事也。」（詩を数行書いたところで邸報が届いた。すぐさま、皇帝に意見を述べて高い官職を得た者があるのを見た。これは千載一遇の奇事である。）と描いている「有立談而得美官者」は淮安衛の武舉陳啓新のことで、陳啓新はこの年（1636年）「論天下三大病根」という科挙についての上奏文を皇帝に出し、吏科給事中に特擢された。「野議序」を読むと、宋応星はこの陳啓新の上奏文を邸報で見て刺激を受け、宿舎

に帰って一夜のうちに『野議』を書き上げたものと思われるが、実はこの陳啓新の上奏文の背景には東林派・復社と閹党との熾烈な闘いがあった。

1630年（崇禎3）の郷試以来、復社は科举で大量の合格者を輩出し勢力を飛躍的に伸ばしていた。小野和子氏の『明季党社考－東林党と復社－』（注4）によると、

時あたかも李自成らの農民反乱の拡大を憂慮する河南巡撫陳必謙の上奏があった。これに乗じて温體仁は、・・・八股文というペーパーテストによってのみ人材を登用することの誤りをいい、有能なる人材を責任をもって推薦するという保举（注5）制度を導入するとともに、併せて推薦者に連帯責任をもたせることによって事態を改善を図ろうとしたのである。崇禎帝はこれを批准し、保举の令が下った。張溥らは直ちに各府の社長と連絡し、復社人員の推薦者名簿を作成させた。・・・蔡奕琛が、保举名簿と復社の「党目」を照合したところ、「大半」が復社の推薦であった。・・・温體仁、薛國觀、蔡奕琛らは急遽この対策を協議し、保举の出身者が推官・知県になり、さらには科道官になって、彼らを弾劾することを恐れて、これを阻止する案を提案しようとするのだが、復社を挑発することになるこのような上奏を行なおうという者はあらわれない。そこで詔を下して建言を求める、という形で、意見が求めたのであるが、これにのったのが、淮安衛の武举陳啓新であった。

上奏した陳啓新は皇帝に吏科給事中へと拔擢されたが、東林派・復社の人々はそれを阻止しようと上言を繰り返す。ちょうどその真っ只中に宋応星が「野」で書き上げたのが、政論集『野議』であった。宋応星は本書において、「科举」の制度や「科举」の受験者、「科举」に合格した挙人や進士について、問題点を述べると共にそれらへの対策案を講じ、また彼らへの鼓舞を繰り返し記述している。そこで、私は本稿で宋応星が記述した『野議』の中の、特に「科举」を中心に検討したいと思う。

『野議』の先行研究としては、1987年鄭徳本氏の「就《野議》談宋応星的社会改革思想」（注6）、1987年兪兆鵬氏の「宋応星的社会改良思想－紀念宋応星誕生四百周年－」（注7）、1990年潘吉星・孫曉娟両氏の「宋応星の財富觀及其在經濟領域中的応用」（注8）、さらに1990年潘吉星氏の『宋応星評伝』（注9）などがある。その中で特に「科举」を中心とした言及としては、まず鄭徳本氏が「就《野議》談宋応星的社会改革思想」で、『野議』の特徴の一つに「（宋応星は）行政的な腐敗にはまず科举の腐敗があるので、そのやり方を正しく厳しくして醇風な天下に戻さなければならないと述べている」とし、また兪兆鵬氏も「宋応星的社会改良思想－紀念宋応星誕生四百周年－」で、「明末には学政（明代の科举は学校試と科举試に分かれていたが、前者の教育行政の長官が学政）に大変問題があるので請託などをやめて嚴格に試験を行ない、負の連鎖を断ち切らないといけなと述べている」点などを挙げている。さらに潘吉星・孫曉娟氏は「宋応星の財富觀及其在經濟領域中的応用」で、宋応星が「乱萌議」等で「貧士たちが懸命に勉強して何度科举を受けても合格できず落ちぶれて反乱軍に加わっている現実を指摘している」ことを挙げ、また潘吉星氏は『宋応星評伝』で「宋応星は科举に合格した進士たちが士気を持ち、騎射法や戦術も習得して文武両道に卓越した人間になることを願っている」

としている。これら先行研究で挙げられていることに対して、私もまったく同感である。ただ、先行研究では宋応星が『野議』で「科挙」について述べていることを羅列しているだけで、明朝最末期の危機的な社会情勢の下、閹党と東林派・復社の闘いの中で宋応星はどのような位置からそれらの主張を述べているのか、またそれらがどのような意味を持つのかについては触れていない。

以上により、私は本稿においてまず第1章で陳啓新の上奏文の内容を、第2章でそれに対する東林派・復社側の人々の反論を把握し、そして第3章で閹党と東林派・復社の政治的対立を背景に『野議』を通して見た宋応星の位置づけを試みたい。先行研究で潘吉星氏は、「宋応星は復社成員としての記載は見られないが、その交友関係から東林派・復社に大変近い人物であった」と語っているが（注10）、私は政論集『野議』の「科挙」を中心にその背景を調べることにより宋応星の主張を考察し、宋応星の位置を探りたいと思っている。史料は、主として宋応星の『野議』の他に、陸世儀の『復社紀略』を用いる（注11）。

なお、本稿では「縉紳」について私が自分の意見を述べるところでは、士大夫、郷紳、縉紳をすべて「縉紳」として表現する。また、通常生員は「縉紳」には入れないと思うが、本稿では生員も「縉紳」に含まれるものとする。なぜならば、復社成員の多くが復社成立当初に生員であったこと、その彼らが明朝最末期に張溥等を指導者として天下の政治を動かし得たことなどから、本稿では生員も「縉紳」に含まれるものとする（注12）。

はじめに・注

- (1) 従来、宋応星の著作物の中で『天工開物』だけが現存するとされてきたが、江西省の蔡敬襄氏（1877－1952）の蔵書から『野議』等が見つかり、1976年上海人民出版社から『明・宋応星佚書四種 野議・論氣・談天・思憐詩』と題して公刊された。
- (2) 拙稿「宋応星『野議』訳注（1）」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第30号、2010年
拙稿「宋応星『野議』訳注（2）」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第31号、2011年
拙稿「宋応星『野議』訳注（3）」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第32号、2011年
拙稿「宋応星『野議』訳注（4）」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第33号、2012年
- (3) 戴内清訳注『天工開物』、平凡社、1998年（初版は1969年）、p.371。
- (4) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』、同朋舎出版、1996年、p.467－p.468。
- (5) 「保挙」とは、特別の技能・学識、又は功績ある者を、その上官から奏請して、好職に任命すること。即ち科挙の例外としての特別任用の手続きをいう。
- (6) 鄭徳本「就<野議>談宋応星的社会改革思想」『江西社会科学』、江西社会科学編輯部、1987年第6期、p.99－p.103。
- (7) 俞兆鵬「宋応星的社会改良思想－紀念宋応星誕生四百周年－」『江西大学学报（哲学社会科学版）』、江西大学学报編輯部、1987年第4期、p.34－p.40。
- (8) 潘吉星・孫曉娟「宋応星の財富觀及其在經濟領域中的应用」『文史哲』、山東大学文史哲編輯委員會、

1990年第4期、p.30－p.34。

(9) 潘吉星『宋応星評伝』、南京大学出版社、1990年。

(10) 郷試合格以来の友、姜曰広・涂紹煒は東林党人、また江西省南昌出身の著名な学者で洞主の舒曰敬を慕って共に白鹿洞書院を訪れていた時以来の友、陳弘緒・萬時華・徐世溥などは復社成員であった。

(11) 原文の『復社紀略』は陸世儀が記述したものだが、本論文では、井上進氏が校訂した「復社姓氏校録附復社紀略」（『東方学報・京都』第65冊、京都大学人文科学研究所、1993年3月）を使用する。

(12) 濱島敦俊氏は『明代江南農村社会の研究』（東京大学出版会、1982年、p.258）で、

「郷紳」の定義については、酒井忠夫氏の見解に従って挙人以上の官僚有資格者を含むものとする。

一方、呉金成氏は、『明代社会経済史研究－紳士層の形成とその社会的役割－』（渡昌弘訳、汲古書院、1990年、p.29）で、

明初以来、国家、社会ともに生員を士大夫の一員と認め、生員みずからも士大夫としての公的意識を持っていた。

としている。この「縉紳」の概念規定の問題は大変重要な問題なので、慎重に考えていきたい。

1. 陳啓新の上奏文

「はじめに」で述べた陳啓新の上奏文に対して、東林派・復社の人々は陳啓新弾劾に動いた。陳啓新の上奏文は、科挙によって勢力を飛躍的に伸ばしてきた復社とその後ろ盾の東林派の人々にとって、その勢力を削ぐものであったからである。一方、その陳啓新の後ろ盾となったのが、1636年（崇禎9）当時首輔であった温体仁（閹党）だった（注1）。また、正陽門前で3日間跪いていた陳啓新の上奏文を皇帝へと進めたのは宦官曹化淳であった（注2）。

そこで、まず東林派・復社と閹党の人々の動きを科挙を中心に略年表で追ってみたい。下線部分が、本稿の中心となる箇所である。

①（東林派・復社と閹党の略年表）

1604年（万曆32）：顧憲成・高攀龍ら、無錫に東林書院を設立

1625年（天啓5）：宦官魏忠賢が東林六君子の獄を行ない、楊漣らは残酷な拷問にあって獄死

1626年（天啓6）：魏忠賢が東林七君子の獄を行ない、周順昌らは拷問されて獄死

1627年（天啓7）：天啓帝没。崇禎帝の即位とともに、閹党は分裂。魏忠賢は自尽を命じられる

1629年（崇禎2）：第1回復社大会が尹山（蘇州・呉江間）で開かれ、復社が組織される

1630年（崇禎3）：第2回復社大会が金陵（南京）で開かれる。この年の郷試では、楊廷樞・張溥・呉偉業・陳子龍ら復社メンバーが多数合格

1631年（崇禎4）：この年の会試でも、呉偉業・夏曰瑚・張溥ら復社メンバーが多数合格

1632年（崇禎5）：第3回復社大会が虎丘（蘇州）で開かれる

1635年（崇禎8）：閹党の温体仁（首輔）が、東林派の陳必謙の上奏を利用して、崇禎帝に働きかけ

保挙の令が下された。だが、復社はその保挙の令をも利用して宋応星の友陳弘緒ら多数の候補を推薦し、勢力を伸ばす

1636年（崇禎9）：2月、陳啓新が「論天下三大病根」を上奏する（閹党の温体仁が後ろ盾）。

東林派・復社側の詹爾選・程品等が陳啓新弾劾に立つ。

3月、宋応星が陳啓新の上奏文を意識しながら『野議』を記述。

4月、武生李璡が「巨室を搜括して餉を助ける」として上奏する。東林派の大学士錢士升が李璡弾劾に立つが、首輔の温体仁は「沽名の挙」としてとして錢士升を位から退ける

1637年（崇禎10）：温体仁が、東林派の錢謙益弾劾の陰謀を暴露されて内閣を辞任

（この年、宋応星は『天工開物』を著述）

1641年（崇禎14）：首輔の薛国観（閹党）は富豪献金の説を唱え、縉紳・外戚から借金をとということ
で皇帝・外戚の怒りを買う。さらに復社の呉昌時に収賄の事実を暴露され免職、
死を賜わる。

周延儒が復歸し、そして復社主導の内閣が初めて成立する（周延儒内閣）。

周延儒復歸後まもなく、復社の指導者張溥が病死

1643年（崇禎16）：明朝最後の会試・殿試が行なわれる

1644年（崇禎17）：李自成軍、北京攻略。崇禎帝、煤山に自縊して明朝滅びる。清軍と呉三桂軍は李
自成軍を破って北京入城。順治帝、北京で即位。南京で明の福王が皇帝に即位（弘
光政権）

＊参照：小野和子『明季党社考－東林党と復社－』、同朋舎出版、1996年

岸本美緒・宮嶋博史『世界の歴史12 明清と李朝の時代』、中央公論社、1998年

宮崎市定「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」『宮崎市定全集 13』、

岩波書店、1992年

明朝最末期、復社は科挙を通して勢力を大いに伸ばしていく。井上進氏の「樸學の背景」（注3）
によると、

1629年（崇禎2）復社が成立した時には復社成員で進士になっていた者は6人だったが、1643
年（崇禎16）明朝最後の会試・殿試が終わった段階での復社成員の総進士数は235人（賜特用
出身進士若干名含む）であった。復社成員の会試合格率は少なくとも一般の2倍程度はあった
と考えられる。また同様に、1643年（崇禎16）の段階での復社成員の総挙人数は428人で、復
社成員の郷試合格率は一般の3、4倍をはるかに上回ると考えられる。

陳啓新の上奏文は1636年（崇禎9）に記述されたので、1631年（崇禎4）・1634年（崇禎7）の2
回の会試・殿試を通じて、陳啓新が上奏文を呈した1636年（崇禎9）当時にはすでに復社には数十人
の進士が存在していたのである。

さて、陳啓新は上奏文の末尾に、自らの生い立ちについて記している。それによると、陳啓新は南直隸淮安の出身で、8歳の時父を失い、母劉は苦節36年紡績をして陳啓新を育てた。陳啓新は武挙人で、上奏文を呈した時は40歳であった。また、この上奏文には記述されていないが、実は陳啓新は元胥吏であったという。(注4)

さて、陳啓新は上奏文で(注5)、「天下の三大病根」として3つの問題点を提起している。陳啓新の上奏文の先行研究としては、小野和子氏が『明季党社考－東林党と復社－』でこの陳啓新の上奏文を取り上げている(注6)。その中で、小野氏は「天下の三大病根」(1)(2)(3)と「屯政」、「大将に軍国の重務を委ねること」について記述しているが、「縉紳への富の集中」については言及していない。

②(陳啓新が提起する問題点)

陳啓新は上奏文で指摘している「天下の三大病根」は次の通りである。

- (1) 科目(科挙)を以て人材を採用していること
- (2) 進士の資格のみを重んじていること
- (3) 推官や知県を以て科道官に採用していること

まず(1)「科目(科挙)を以て人材を採用していること」について、陳啓新は、

今日の文章の士は、考悌は堯舜と同じくらいで、仁義は孔子・孟子と自惚れているが政(まつりごと)のやり方をみると勝手気ままだ。性情をほしいままにし、喜怒に任せ、云う所の考悌や仁義は、竟に紙上の空談と成っています。(注7)

文士たちは(科挙受験の為に)経書を勉強することを通して人間としての素養を身につけていると自負をしているが、官吏としての政のやり方を見ると、自らの気の向くままであり、経書で勉強したことが身につけていない。だから、陳啓新はそのような「科目(科挙)を以て人材を採用している」のは、天下の病根であると指摘している。

次に(2)「進士の資格のみを重んじていること」については、

嘉靖時代(1521-1566)にはなお三途(貢生・挙人・進士)が並用されていたのに、今はただ進士一途だけで、・・・もし進士であれば、すなわち朝廷の爵位は自分たちで配分し、天下の官はみな仲間であるので、嘘はつうと言えばかあとなって、みんなでかばい合い、賢いか否かは問わず、賄賂が横行しています。(注8)

嘉靖時代には、進士だけでなく貢生や挙人も官吏として採用されていたのに、今では進士だけが重用されている。しかも進士たちは悪いことをしても言及もせずみんなでかばい合うので、賄賂が横行している。そのため、「進士の資格のみを重んじる」のは天下の病根であると指摘している。

(3)「推官や知県を以て科道官に採用していること」については、

民は世の中を落とし穴のごとく畏れています。その理由は、推官や知県が科道官(言官)に採用されることによります。・・・民を虐げ民を剥奪し、民を倒し、民を死なせて欲すると

ころをほしいままにしています。憐れむべき愚かな民は、役所を訪ねようにも路が無く、赴いて訴えようにも門がありません。（注9）

将来、科道官（言官）になるということで、推官や知県はそれ本来の権限の他に科道官（言官）として振る舞い、またそのように扱われるので、大変な権力をもつことになる。だから、「推官や知県を以て科道官（言官）を採用している」のは天下の病根であると陳啓新は指摘している。

この（3）は、小野和子氏によると、

むしろ問題点は、温体仁らの意向を体した三の科道官を選抜するのに知県または推官以外に広く途を開くべきである、という点にあった。進士出身の知県に加えて、復社の関係者が保挙を通じて、推官、知県になり、さらに科道官になれば、彼らの側が言論を通じての批判にさらされることは必至である。そこで、科道官選抜のルートを広げることによって、官僚人事を左右する科道官に復社以外の人材を送り込もう、と考えたものと思われる。（注10）

温体仁たち閹党は、特にこの（3）の問題点に重点を置いていたようである。

③（「縉紳」への富の集中）

さて、天下はこれら3つの「病根」で苦しんでいて、上は宮中から下は民まで必死の思いで財を国に納めているのに、3つの「病根」の当事者である「縉紳」は財が貯まるばかりだ、と陳啓新は訴える。

そもそも国家はこれらの3つの大きな病根でひどい目にあっているのに、依然として徒党を組む人々の言葉が日々聞かれ・・・生員の中にも、その日暮らしの者を見るけれど、一たび郷里の推薦にあうと、ただちに挙人になれます。進士合格に及んでは、遂に美味珍膳や肥馬・上質の衣服、一面の肥沃の田んぼ、空高くそびえる大きな家屋を建てます。これらはいったいどこから来たのでしょうか、これらは民から取ったものではないのでしょうか。・・・現在の財というものを下々について見る時は、今日は税賦を納め、明日は加徴を納め、なお日々国に納めています。上にあっては、今日は宮中の財貨を出し、明日は京庫からのお金を出し、なお日々お金を流通させています。（しかし）縉紳の家が侵奪してしまえば、（侵奪された財が）いつの日か世に出て流通するのでしょうか。世に出ないだけでなく、永遠に貯めこんでいるではありませんか。縉紳の土地には賦が無く、徭役が無く、田は租税米が無く、店は無税で、その入る所は已むところはありません。・・・人が謂うには、漢の財は匈奴に於いてすり減り、唐の財は藩鎮に於いてすり減り、宋の財は納幣に於いてすり減り、わが明朝の財は辺境の九辺に於いてすり減ったと謂っています。私が思うには、九辺に於いてすり減ったのではなく、諸々の縉紳に於いてすり減ったのです。（注11）

このように陳啓新は「縉紳」に富が集中している弊害を様々な角度から描いている。その「縉紳」の特権については、呉晗氏の「明代的科挙情況和紳士特権」（注12）に、（1）徭役優免、（2）奴婢所有、（3）準官僚待遇、（4）免糧（減糧）、（5）免責（不逮捕）特権が指摘されている（注13）。

宮崎市定氏も「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」（注14）で、

国家の衰頹を余所にして郷紳階級がひとり我世を謳歌したのが明末の世相であると思われる。と言っている。陳啓新は「縉紳」のそのような面を「私が思うには、九辺に於いてすり減ったのではなく、諸々の縉紳に於いてすり減ったのです」と言い、そして「土地には賦が無く、徭役が無く、田は租税米が無く、店は無税で、その入る所は已む所がない」縉紳には富が集中するばかりだが、他方、皇帝も、民も、そして軍もそれぞれが非常に苦しい思いをしていると嘆く。

④（陳啓新が提案する「これらの病を治す薬」）

陳啓新は上奏文の後半、「天下の三大病根」とそれから派生している病を治す薬として、次の（A）から（D）の4つの対処策を提案している。

- （A）速やかに科目（科挙）を停止して虚文を退けること
- （B）速やかに孝廉を挙げて実を尊ぶこと
- （C）速やかに推官・知県を科道官（言官）に取り上げることをやめて、積年の横暴の弊習を除くこと
- （D）速やかに被災民の錢糧を減免し、連年困苦している人を助けること

この4策について、陳啓新は「自分が始めた話ではなく、歴代の皇帝が行なってきたこと」だと、それらの拠り所を説明する（注15）。「病をなおす薬」（A）（B）（C）は、「天下の三大病根」の（1）（2）（3）への対処策で、今、行なわれていることを停止したり改めたりすることで病は治るとしている。また（D）については、陳啓新は「屯政」、特に1617年（万暦45）張抱赤（注16）が上書した屯書に書かれた屯田を実行するよう進言している（注17）。陳啓新は、軍も糧食が不足して苦しみ、民も加派が重なり苦しんでいることから、「屯田でなければ救うことが出来ない」と「屯政」の重要性を強調している。

陳啓新は「天下の三大病根」や「これらの病を治す薬」を記述した後、上奏文に「大将に軍国を委ねる」つまり「武官を重視」することを併せて提言している。（注18）

明朝の科挙は＜文科挙＞と＜武科挙＞に二分されているが、武挙人の陳啓新が上奏文で嘆いているのは＜文科挙＞のことである。その＜文科挙＞によって生員→（文）挙人→（文）進士と進むが、その（文）進士が推官・知県→御史となって敵対者を弾劾しており、また武力においても（文）進士が軍隊のトップとなって総指揮を行なっている。しかし、彼らの多くは北方異民族の侵入を防ぐことも出来ず、国内の農民反乱を鎮圧することも出来ないでいる。だから、「武力に秀でる大将にまかせるべきなのに、（文）進士がトップにいるため、その顔色を伺うばかりである」と指摘している。

⑤（崇禎帝が下した裁断）

さて、陳啓新の上奏文に対して、崇禎帝は裁断を下した（注19）。それによると、崇禎帝は陳啓新が上奏文に記述した3つの問題点に次のように対応している。

- (1) 「科目（科挙）の中には才能がある」として、科目（科挙）の停止を認めない。
- (2) 進士の資格のみの優遇については、言及なし。
- (3) 推官・知県から科道官（言官）を選出するのをやめる。

崇禎帝は、温体仁たちが重点を置いていたと思われる（3）については停止としたが、（1）の「科目（科挙）の停止」については「科目（科挙）の中には才能がある」として、認めなかった。また、「屯政」については「該当の部署に奏を議論させる。張抱赤の屯書をすぐにみせること」とし、「大將に軍国の重務を委ねる」については「該当の部署に奏を議論させる」とした。しかし、「科挙資格がもたらす優免特権こそが縉紳への富の集中をもたらす」ことについては言及がなかった。そして、崇禎帝は陳啓新を科道官（言官）である吏科給事中に特擢した。（注20）

さて、1625年（天啓5）・1626年（天啓6）の宦官魏忠賢による「東林六君子の獄」「東林七君子の獄」によってほぼ壊滅状態に陥っていた東林派の人々は、明朝最末期の崇禎年間（1628－1644）に復社の人々の世話役として、また彼らに尊敬される人々として活動した。そこで次章では、復社の人々だけでなく東林派の人々も合わせて考察したいと思う。はたして東林派・復社の人々は、陳啓新の上奏文に対してどのように対応したのだろうか。

第1章・注

- (1) 温体仁は、字長卿、浙江省烏程の人。1598年（万暦26）の進士。『明史』巻308、「温体仁伝」あり。
- (2) 『國權』巻95に「楊士聰曰、陳啓新踞于正陽門。實由曹化淳聞之于内。自古小人進身。未有不自中璫者也。」と記述されている。

曹化淳は崇禎帝のお気に入りの宦官であったが、「最後に李自成の軍が北京城に迫った時、彰義門を開いて賊を入れたのは、外ならぬこの曹化淳であった。天子が已むを得ず、すがりついた宦官に、最後の土壇場で裏切られた。」（宮崎市定、前掲書、p.130－p.131）

- (3) 『東方学報・京都』第64冊、京都大学人文科学研究所、1992年3月、p.318－p.319。
- (4) 宮崎市定氏の「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」（『宮崎市定全集 13』岩波書店、1992年、p.134）によると、

復社側は陳啓新の素姓を調べ、懸命に彼を弾劾しようとしていた。崇禎9年、武挙の陳啓新なる者が時弊を上奏して、宰相温体仁の意に叶い、一躍吏科給事中に抜擢されて世人を驚かしたが、復社は手を尽くして身許を洗い、彼が嘗て淮安の胥吏であったことを突きとめ、これを弾劾してその失脚の緒を造った。明は太祖の遺訓として、胥吏は科挙に應ずるを許さないことが先例となっていたからである。

- (5) 陳啓新がこの上奏文で吏科給事中に特擢されたことは、当時大変な出来事だったらしく、『復社紀略』『明史』『國權』『崇禎実録』『明史紀事本末』などの史料にかなり詳しく記載されている。
- (6) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）、p.468－p.471。
- (7) 原文は、下記の通り（以下同様）。今日文章之士、孝弟與堯舜同轍、仁義與孔孟争衡、及其見於政事也、

恣性情、任喜怒、所云孝弟仁義、竟成紙上空談。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.650下)

- (8) 嘉靖中、猶三途並用、今則惟尚進士一途、・・・若進士、則朝廷之爵、皆其砧几上物、天下之官、皆其朋比之人、噓成一氣、打成一片、賢否莫問、賄賂通行。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.650下)
- (9) 民既畏官如狼虎、畏政如水火、安得不畏世如陷阱乎。所以然者、良由行取爲科道也。・・・虐民剥民、顛倒民、凌斃民、無不肆其所欲、可憐蚩蚩之氓、叩關無路、赴愬無門。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.651上)
- (10) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』(前掲書)、p.469－p.470。
- (11) 夫國家受此三大病根、依然章句日聞、黨與日盛・・・每見青衿中、朝不謀夕者有之、一叨鄉薦、便無窮舉人、及登甲科、遂鍾鳴鼎食、肥馬輕裘、膏腴遍野、大廈凌空、此何爲乎來哉、・・・今之財、苟其在下也、今日輸稅賦、明日輸加徵、猶有入之之日、即其在上也、今日發內帑、明日發京庫、猶有出之之時、獨至侵奪于縉紳之家、則何日得其出而流通於世乎、不獨不出也、彼且產無賦、身無徭、田無糧、廩無稅、其所入正未有艾也、・・・人謂漢之財耗於匈奴、唐之財耗於藩鎮、宋之財耗於納幣、皇明之財耗於九邊、臣謂非耗於九邊也、耗於諸縉紳也。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.651下)
- (12) 吳晗「明代的科举情況和紳士特權」『灯下集』、1960年、p.94－p.97。
- (13) 吳金成(渡昌弘訳)『明代社会經濟史研究－紳士層の形成とその社会經濟的役割－』、汲古書院、1990年、p.13。また、濱島敦俊氏の「明末江南郷紳の具體像－南潯・莊氏について」(岩見宏・谷口規矩雄編『明末清初期の研究』、京都大学人文科学研究所、1989年、p.214－p.215)では、次のように具体例が示されている。「(年間米150石・銀116両の支出の)此程のサイズの生計を営む地主が、水利の負担を全く計上していない、徭役負担は全く無く、租税も13両しか負担していない事実は・・・水利と徭役における優免特権の存在を如実に物語るものである。」
- (14) 宮崎市定「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」(前掲)、p.113－p.114。
- (15) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.652上。
- (16) 張抱赤は陳啓新と同様に武挙であった。
- (17) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.652上・下。
- (18) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.652下。
- (19) 開科取士、原屬典制、其中豈無才能、何可盡罷、舉孝廉、罷推知行取、與求將興屯各款、該部確議奏奪、張抱赤屯書、着即進覽、陳啓新敢言可嘉、着授吏科給事中、如遇不法之事、許直陳不諱、各衙門一體相待、若有排擠輕侮者、重處不貸。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.653上)
- (20) その後、陳啓新は科道官として活躍することなく、弾劾によって降格された。

2. 東林派・復社側からの反論

① (陳啓新が提起した問題点に対する反論)

1636年(崇禎9)、陳啓新の上奏文に対して、東林派の劉宗周(工部右侍郎)、錢士升(内閣大学士)、

詹爾選（御史）、王聚奎（御史）、李先春（御史）、倫之楷（御史）、復社の程品等が弾劾、もしくはそれに関与した。その弾劾文では、劉宗周、錢士升ともに、「陳啓新の言論は実行して効果を見てからでないとその効果の程は不確かで、しかも陳啓新の上奏文が取り上げられたため縉紳の多くの者もそれを倣って宮中へ推しかけている」と述べている（注1）。彼らはこの現状をもとに皇帝に陳啓新の拔擢を考え直すように働きかけるが、皇帝はそれを受け入れるどころか、劉宗周の上言には回答をせず、錢士升の上言には排斥としている。

『復社紀略』には、上記の内、東林派の広東道御史詹爾選と復社の候選府庫大使程品が陳啓新を弾劾した文の内容が詳しく記載されている。そこで、ここでは、第1章で述べた「陳啓新が提起している3つの問題点」に対して、詹爾選・程品がどのように反論・弾劾したかを考察していきたい。

（1）科目（科举）を以て人材を採用していること

これに対しては、詹爾選も程品も、明朝の科目（科举）は太祖（洪武帝）以来300年間ずっと続けてきたものであり、中止することは出来ないと反論する。

（詹爾選）

高皇帝（洪武帝）が制科を設けてより以来、今までに300年、廢れたり弛んだりすることなく、間に大事件・大喪があれば、次年には即ち補行しました。・・・無論、士が全員国家のために尽くしてきたわけではありません。故に科举（で合格した者）を皆賢と謂うのは、もとより中正を得ていません。だが、盡く賢くないと謂うのは間違っています。（注2）

（程品）

陳啓新が科目（科举）を弾劾するのは、科目（科举）を弾劾するものではありません。これは国家の命脈を傷つけるものです。科举によって任官した諸臣を弾劾するのではなく、孔子・孟子を弾劾するのです。昔、人材を採用するには、各王朝で法（規則）があり、唐では詩、晋・宋・漢では選挙・考廉、我が明朝では科目（科举）を以て人材を採用しています。もし科目（科举）を罷めるようなことになれば、正にいわゆる今の世にいながら、いにしえに返ることになります。

（注3）

確かに明朝の科举は、詹爾選が言うようには約300年続いているが、第1回目の1341年（洪武4）から第89回目の1643年（崇禎16）の会試・殿試で進士になった人数を調べると、明朝初期の科举は実施年も合格者数も不安定であった（注4）。だから、詹爾選の「高皇帝（洪武帝）が制科を設けてより以来、今までに300年、廢れたり弛んだりすることなく」と言うのは少し誇張があり、明末よりもむしろ明初の方が人材登用の面では科举一本に絞らず、科举以外の人材登用法も大いに用いていたようである。

また、1636年（崇禎9）年陳啓新の上奏文に対して、東林派の詹爾選も復社の程品も科举を停止することについて強く反論しているが、実はこの前年の1635年（崇禎8）、科举以外にも途を広げるべきだとしたのは、東林派の呂大器であり復社の張自烈であった。小野和子氏は『明季党社考－東林党

と復社―』(注5)で次のように記述している。

人材登用のために科挙以外に途をひろげるべきである、との論は、そもそも東林派の呂大器に出るものであった(『国権』94、5711頁)。復社の張自烈もまた資格に拘泥することなく、知府、知県をもふくめて広く人材を登用すべきをいう(『国権』94、5712頁)。

このように科挙に問題があることは東林派・復社の人々も大いに認識していたが、自分たちの勢力を伸ばしていく手段として「科挙」が必要であり、陳啓新が上奏文で「科挙の停止」を求めると、それを阻止しようと繰り返し反論・弾劾した。

(2) 進士の資格のみを重んじていること

これに対しては、詹爾選は直接言及していない。一方、程品は進士の中には「不才不肖」が確かにいくらかはいるが、具体的に王守仁、鄒元標、楊漣、左光斗らの進士の人物の名を上げ、その優秀さを示している(注6)。

(3) 推官・知県を以て科道官に採用していること

これに対しては、詹爾選、程品両者とも「推官・知県が皆愚かというのは公論をなさない」「推官・知県で貪濫な者も確かにいるが、固く心を守る者も少なくない」と反論している(注7)。

② (「縉紳」への富の集中)

「縉紳」への富の集中について、詹爾選は言及がなく、程品は、

一たび(科挙に合格して)進士になれば家計は百万畝、と言っているが、これは(陳啓新が)「淮」という地方にいて「淮」のことを言っているものであり、一隅の小見でしかありません。天下に通じる論ではありません。(注8)

と、淮安出身である陳啓新の見識の狭さをもとに反論している。

③ (陳啓新の「病を治す薬」に対する反論)

陳啓新が上奏文で述べている屯田について詹爾選は言及がないが、程品は工部右侍郎の劉宗周、内閣大学士の錢士升と同様に、陳啓新に実際に上奏文に書いてある屯田制を行なわせ、その利益の大小によってその拔擢・処分を決めればよいと提案している(注9)。

また、陳啓新が主張する「大将に軍国の重務を委ねる」に対しては、詹爾選も程品も「文官優位の国家の伝統を破壊するものだ」と反論している。

詹爾選と程品の陳啓新に対する弾劾・反論の特徴は、陳啓新が上奏文で述べたことに対して自分自身の意見を展開するというよりは、むしろ陳啓新もしくはそれと同等の輩に対して軽視しているのが印象的である。攻撃ポイントとして、かなり陳啓新の品性に絞っているようである。詹爾選は、「天下には陳啓新のような者は少なからずいて、この途を開くとその輩を近づける。いずれもが富貴を欲し、しかもこのようなことは遺恨を溜める」として、また程品は「陳啓新が科目(科挙)について述べているのは、孔子・孟子について述べているのであり、国脈を傷つける」ものとして警告している。科道官(言官)である吏科給事中に拔擢された陳啓新に対して、猛烈に反論している。

しかし、そもそも復社の活動には「僧」「道」「優」「倡」「医」「卜」「相」の輩も入社して朋党を組んでいた、と言われており、各復社成員のもとには多くの民衆が入社している。詹爾選と程品が陳啓新の上奏文の問題点に直接反論するのではなく、陳啓新やその類の人々の品性をもとに反論しているのは、幅広い階層の人々を抱え込んだ復社組織のイメージそのものに逆行する印象を受ける。

かつて、宮崎市定氏は「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」（注10）で、

概して当時の郷紳には階級的な自尊心が強く、下層階級に臨む時、殆どこれを人間視しない風があった。

と記述しているが、東林派・復社成員つまり縉紳たちによる陳啓新の上奏文への反論の中でも、同様に彼らの縉紳としての自尊心を感じる。

前章で述べたように、陳啓新が上奏文で3つの病根がもたらしている弊害として述べた「縉紳に富が集中していること」について崇禎帝は触れていなかったが、興味深いことに、陳啓新が上奏して2か月後の4月に武生李璡が「巨室を搜括して餉を助ける」として上奏し、「縉紳豪右の家、大なる者は千百万、中なる者は百十万、其の万計なる者は枚举するに勝えず」と縉紳の富に注目している。それに対して大学士で東林派の錢士升が反論したが、首輔の温体仁が錢士升を位から退けている（注11）。その経緯から考えて、李璡の上奏文は、陳啓新の上奏文で成果を上げられなかったことへ閹党が放った次の手だったのかもしれない。

結局、陳啓新の上奏文を弾劾・反論した詹爾選は「従重議処」、程品は刑部に送って処分に付された。

第2章・注

- (1) (錢) 士升言、・・・拔陳啓新置省闈、豈真謂其言遂爲確論哉。母亦借此以勵縉紳。動其愧懼耳。此者借端倖進。實繁有徒。(谷應泰『明史紀事本末』卷72)
- (2) 高皇帝自設制科以來、迄今三百年、從無廢弛、間有大故、次年即爲補行、・・・士亦未嘗盡負國家也、故謂科目皆賢、固偏辭也、謂盡無賢、豈非誣指乎。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.653下)
- (3) 啓新之參科目、非參科目也、是傷國脈也、非參科目諸臣、參孔孟也、古之取士、歷朝有法、唐詩、晉宋漢選舉孝廉、至我朝則以科目、若科目可罷、正所謂居今之世、反古之道。(「復社姓氏校録附 復社紀略」p.654下)
- (4) 何炳棣氏の『科挙と近世中国社会－立身出世の階梯－』（寺田隆信・千種真一訳、平凡社、1993年、p.187）によると、

（明朝の）最初の会試は1371年に行なわれたけれども、第2回の会試は14年を経過した1385年まで行なわれなかった。進士の学位の授与数も激しく変動した。1371年に授与された進士の数は119だったのに、1385年には、その数が突然472に跳ね上がった。明朝創業後数十年の間は、試験制度が復活して学校制度と統合されたとはいえ、それが官僚選抜の唯一の経路ではなかったし、その重要性も有為の人材の官僚による特別推薦のそれより低かったからである。15世紀の30,40年代に至って初めて、試験制度は圧倒的な重要性を帯び始めた。

- (5) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）、p.517。
- (6) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.655上。
- (7) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.655上。
- (8) 一登進士、則家計百萬、此在淮言淮、乃一隅之小見、非天下之通論也。（「復社姓氏校録附 復社紀略」p.655上）
- (9) 「復社姓氏校録附 復社紀略」p.655下。
- (10) 宮崎市定「張溥とその時代－明末における一郷紳の生涯－」（前掲）、p.133。
- (11) 宮崎市定、同上、p.114。

3. 『野議』を通して見た宋応星の位置づけ

「はじめに」で述べたように、宋応星は陳啓新の上奏文を邸報で見て刺激を受け、『野議』を記述した。そこで、陳啓新が上奏文で「天下の三大病根」と指摘している「科挙」や、その「科挙」を通して勢力を拡大させている「縉紳」に関するところを、宋応星が『野議』でどのような主張をしているのか、またその主張の位置づけをすると、次のように分類できるであろう。

(A) <陳啓新に近い主張>：①縉紳への批判

(B) <東林派・復社に近い主張>：②科挙制度の評価、③縉紳への期待、④旧い借金の取り立て停止、
⑤優免停止への批判

(C) <宋応星の独自性が強い主張>：⑥科挙に関連する人々への批判、⑦称貸への批判、⑧保挙の
法への批判、⑨請托への批判

上記の内、①と③はどちらも「縉紳」に関することだが、『野議』で宋応星は「縉紳」に関する記述が大変多く、内容が多岐にわたっている。そこで、「縉紳」に関しては、<批判>と<期待>の2つに分けて考察したい。また、②と⑥はどちらも「科挙」に関することだが、宋応星は「科挙の制度」自体は誇らしく語ってはいるものの、それに関わる人々には多くの苦言を呈している。そこで、「科挙」に関しても、<制度>と<関連する人々>の2つに分けて考察することとする。

(A) <陳啓新に近い主張>

①縉紳への批判

宋応星は「縉紳」が大変問題のある存在として批判している。宋応星は陳啓新以上に、「縉紳」の貪欲な姿を「縉紳の下僕」や「塩政での弊害」などの他方面からも描いている。

- （「乱萌議」）世間あまねく、縉紳の勢いははなはだしく、日々際限なく欲望をもっている。縉紳の勢力の中心は「封君公子」であり、縉紳の家人や子弟がたより、親戚がたより、門客も縉紳の勢力を借りているが、郷人はむしり取られて騙されているのにそれがわからない。・・・里長が縉紳や有力な家に行くと、12、3歳の童子が取次ぎ、税の徴収に応じようとしない。どうしようもなく、寇賊の中に投じる。（注1）

○（「塩政議」）トップの縉紳を懲らしめれば、多くの戒めとなる。そうすれば、制限を破って塩を持ち出す人もいなくなるだろうし、その下僕で逮捕されない人もなくなるだろう。（注2）

○（「民財議」）財産も地位もある人は、すべての関心は子弟の教育と合格者を絶やさないようにすること、家を美しくし、お墓を飾ることにある。（注3）

これらの描写と同様に、民の苦しみ描写も、宋応星の『野議』と陳啓新の上奏文では非常によく似ている。陳啓新・宋応星ともに当時の社会の描写という点では、かなり真実に近い姿を描いているのではないと思われる。

（B）＜東林派・復社に近い主張＞

② 科挙制度の評価

○（「進身議」）300年間、科挙一途に重きをおいて変わらないのは、ただ我が明朝だけである。

その法が最上のものでなかったとしたら、どうしてここまで続くだろうか。（注4）

科挙制度の評価については、東林派の詹爾選と同様に、宋応星も明初以来約300年間、科挙がずっと続いてきたことを誇っている。「科挙」を通して、また「縉紳」が力を合わせて、どのような手段を使っても（注5）閹党に権力を持たせてはいけない、自分たちが権力を握らないと自分たちの命が危なく、何よりも明朝が滅亡してしまうと危機感をもった東林派・復社の動向に近いと思われる。1625年（天啓5）、1626年（天啓6）に宦官魏忠賢によって引き起こされた東林六君子の獄、東林七君子の獄で亡くなった人々は、主に1630年代活躍する多くの東林派・復社の人々にとって、父であり、師であり、友であった。そのような人々にとって、閹党との闘いは非常に危機感をもった闘いであったと思われる。宋応星は後述するように「科挙」の弊害について多く記述しているが、その制度自体には誇りを持っている。崇禎治世下、「科挙」を通じて勢力を伸ばしていく復社に近い考えを持っていたのではないだろうか。

③ 縉紳への期待

宋応星は「縉紳」について多く批判していると前述したが、しかしその一方で危機的な国家を救うのは自分たち「縉紳」であると自負し、「縉紳」の朋友たちに期待している。

○（「士気議」）国家が危いのを扶け傾いているのを落ち着かせるには、皆士大夫の「気」が必要である。（注6）

○（「士気議」）そもそも「気」が「衰」の時には、上に立つ者は法令を作り下の者は学問をしてそれに応え、（そして）兄はその弟を励まし、妻はその夫を励まし、友達はお互いに励まし合うことによってめぐりめぐって「盛」に至ることが出来る。そうでなければ、この窮状がひたすら長引くだけである。（注7）

宋応星は、問題の多い「縉紳」たちに啓蒙的な発言を何度も繰り返しながら期待する姿は、「五倫」のうち「朋友」に最も重点をおく陽明学左派の何心隱の研究をしていたと言われる張溥たち復社の人々の影響を受けたのではないだろうか。

④古い借金の取り立て停止

宋応星は古い借金の取り立てのため社会が大混乱しているので、いったん古い借金を停止して、今日から新たに納税・取り立てを始めることを提起する。

○（「催科議」）未返済分が多くなったのは、天啓初年以來であり、役人は取り立てを急ぐあまり、尽く次年の分も取り立て、今年の数 は前年・先前年の額にあて、そういうことを16・7年分している。・・・このような人々は非常に多いので、故にこの語を秘して言わないの がいいとしている。・・・郷紳は同類を傷つけることを避け、自らは声の弱った蟬と同じで、宜しとしている；決死の覚悟で、宮廷に上疏する者も、ついに一言もこれに及んでいないのは、嘆かわしく惜しいことだ。この言を皇帝に聞いてもらえれば、きっと皇帝は涙を流し、我が小民を憐れみ、まさに古い借金の取り立てはすべて停止するだろう。（注8）

明末の1630年代、温体仁、張至発、薛国観と閹党が首輔であることが続いたが、ついに1641年（崇禎14）に復社主導の周延儒内閣が成立した。小野和子氏によると（注9）、

温体仁以來の弊政を改革して、（復社の）張溥らの要求の一部はたしかに周延儒内閣の政策となって実現されたのである。彼は首輔となるや、まず以下のような上奏を行なって、崇禎帝の批准を得た。即ち、

- 一、漕糧・白糧を滞納した戸をゆるす。
- 一、民間の税糧の滞納を蠲免する。・・・

天啓以來積りに積もった滞納税のため苦しむ人々を見て、宋応星はすでに1636年（崇禎9）の時点で上記の「催科議」の如く述べており、上記の策を実行しようとした復社と類似している。

⑤優免停止への批判

○（「軍餉議」）全ての生員の優免を省き、破面して搾取しても、そうした額は宮廷の窓に貼る格子の紗紙数箱にあたるに止む。（注10）

陳啓新は「縉紳の土地には賦が無く、徭役が無く、田は租税米が無く、店は無税で、その入る所は已むところはありません」と記述しているが、宋応星は生員の優免を省いても「宮廷の窓に貼る格子の紗紙数箱にあたるに止む。」生員は、明末には約50万人いたと言われている（注11）。宋応星は博学者で、この「軍餉議」では皇宮への上納品の節約方法論まで展開している。その宋応星が数が非常に多い生員の優免を省くことの効果の少なさを説いているのは、納得がいかない。これも「科学制度の評価」と同様、むしろ優免を停止されることを阻止したい気持ちから書いたものののだろうか。

（C）＜宋応星の独自性が強い主張＞

⑥科学に関連する人々への批判

○（「学政議」）軍興以來、郷人は富丁馬戸に登録されるのを懼れ、また郷紳の兼併を懼れ、子弟の為に計って、お金を使い果たし、田産を抵当に入れたりして子弟を学校に入れる。このようにして十余年、人情は大いに変わり、郷紳は在官・在野どちらにいても、人をして入学させ、（学

校に入れることは) 富に到達するのに役に立つ真正の径路と見なすようになった。(注12)

科挙で合格すると富に到達できると見なして、多くの人々が科挙を目指すようになった。そのために財産を使い果たす人々も多く、社会が混乱する一因となっている。他にも、宋応星は科挙に関連する人々に与えている弊害を受験者、合格者、学政、父兄など各方面から観察しているが、陳啓新の「天下の三大病根」には科目(科挙)の停止に関して反論しているだけで、他の二大病根には触れていない。(3)「推官や知県を以て科道官に採用していること」については、温体仁ら閹党がこれに重点を置いていたことを知らなかったのかもしれない。

⑦称貸への批判

○(「風俗議」) 縉紳やお金持ちの者は太平の世には、少しお金があると、必ず蔵に囲い、自分の一生と子孫のために使った。それが今日では、お金があって生活に困らない人はただ利息が生じないことを恐れる。(注13)

明末、特に江南では貸付業が盛んであったと言われるが、宋応星は『野議』で何度も「称貸」の弊害を説いている。宋応星は「生産」や「流通」「節約」などに重点を置いているようである。

⑧保挙の法への批判

本稿第1章の冒頭に記した年表にあるように、1635年(崇禎8)閹党の温体仁(首輔)は、東林派の陳必謙の上奏を利用して、崇禎帝に働きかけ保挙の令が下された。だが、復社はその保挙の令をも利用して宋応星の友陳弘緒ら多数の候補を推薦し勢力を伸ばしたのだが、宋応星は何故か『野議』で「保挙の法」を批判している。

○(「進身議」)「保挙一法」で昔の里選に還して時局の困難を救おうとするが、もはやそれはできない。なぜならば、人を推薦する人は推薦される人と声気を通じているのであり、だから(官吏の登用は)八股文の中に存在するのであって、他の登用法ではだめである。(注14)

宋応星は保挙の令によって張溥たち復社の指導者たちが、多くの復社成員を推薦したのを知らなかったのだろうか。

⑨請托への批判

宋応星は請托については、厳しい態度で臨んでいる。

○(学政議) 天下の純風に返そうと欲すれば、鉄面の学政たる者こそ、請托を断わることが重要である。人々は賢くもない子弟に空しく費用をかけても進身の望みがないのを見るだろう。たとえ幸いに進身したとしても、歳考において振り落とされるだろう。「辱」と「栄」がただちにわかって、ここで初めて優れた人々が官となり、王道がなる。(注15)

本章の(注5)で述べているように、復社はかなりきわどい手段をも使って勢力を伸ばしていた。しかし、宋応星は請托に関しては妥協することなく、請托を断わることの重要性を説いている。

以上のように宋応星は、「縉紳」などの現状の描写の点では陳啓新とかなり類似点が見られる。だが、「科挙の停止」や「優免停止」への反論や、「縉紳への期待」の点では非常に東林派・復社の人々に近

いと言えるのでないだろうか。また、宋応星は『野議』の「士氣議」で、次のように言う。

「氣」の「盛」では、試験で順序があるのに鷹揚と順位を譲る人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、声高に主張し賄賂を好み、甚だしきは同人を陥れ（その地位を）奪い取るまでに至る（人がいる）。(注16)

宋応星は、これで何を言おうとしているのだろうか。張溥が、復社の人々を科挙に合格させるためにかなりきわどい方法も使ったらしいことはすでに述べたが、そのことを言っているのだろうか。

崇禎9年、一般に流布された復社を攻撃する檄文に、徐懷丹の名に託して復社の十大罪を列挙したものがあつた。温體仁の策動であつたといわれる。その内容は以下の如くであつた。・・・しかるに試験も受けないうちに合格順位は既に決まっている。周鍾、張溥の党か楊彝の党であれば合格できるというので、試験官は無視され、採否は党人によって決められている。黜陟は私門に出で、恩威は君主をしのぐ、というのは何たる悖謬であろうか。・・・ (注17)

もし、宋応星が「士氣議」で復社のこのような活動を言っているのだとしたら、宋応星は復社に非常に近い存在だったのではないかと思われるが、また「称貸」などでは東林派・復社との距離感も感じる。(注18)

第3章・注

- (1) 普天縉紳勢焰、人情日無足飫。封君公子女之、家人子弟和之、親戚傍依、門客假借、鄉人受賂逢騙、咫尺朦朧。・・・来到紳貴青衿之家、五尺應門、不與報通揪采。
- (2) 冠紳一懲而百戒焉、豈復有裂閑射利之人、不繩其僕者哉。
- (3) 富貴聞人、全副精神只在延師教子、聯綿科第、美官室、飾厨傳。
- (4) 垂三百年、歸重科舉一途而不變者、則惟我朝。非其法之至善、何以及此。
- (5) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書、p.456-p.457）によると、
（復社の指導者）張溥は、門下に多くの弟子を擁して、科挙の試験に非常な辣腕をふるった。これには、かなりきわどい非合法の方法も用いられた。
として「公薦」「軫薦」「独薦」を上げている。
- (6) 国家扶危定傾、皆借士氣。
- (7) 夫氣之衰者、上以功令作之、下以學問充之、兄勉其弟、妻勉其夫、朋友交相勗、可返而至于盛。不然、長此安窮也。
- (8) 且壓欠之多、總由天啓初年、有司急欲行取、尽擲次年、今年之數、以足前年、先前年之額、相承十六七年。・・・其人已多、故此語秘不告之至尊。・・・縉紳忌傷同類、自同寒蟬、宜也；乃席藁輿櫬而疏入九閤者、竟無一言及此、可勝嘆惜哉。使此言達于天听、勢必雲霄洒涕、嗟我小民、將旧欠追呼、一概停止。
- (9) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）、p.494。
- (10) 全省青衿優免、破面刮來、止敵檣紗紙張數匣。
- (11) 吳金成『明代社会經濟史研究－紳士層の形成とその社会的役割－』（前掲書）、p.61。

- (12) 自有軍興以來、郷人惧報富丁馬戸、又惧縉紳兼併、爲子弟計、不惜傾倒貲囊、典賣田産、營分買入庠中。而十餘年來、人情大變、郷紳居官居家、以薦人入学爲致富足用真正徑路。
- (13) 縉紳素封之在太平之世也、稍有羨金、必牢藏、爲終身與子孫之計。其在今日有錢閑住者、惟恐子息不生。
- (14) 保舉一法、欲復里選之旧、以濟時艱、豈得已哉。然薦人之人、與人所薦之人、声應氣求、仍在八股文章之内、豈出他途。
- (15) 欲返天下醇風、則在鉄面學使者何法以謝請托。百姓見不慧子弟、空費重貲、而莫冀進身、即暫幸進身、而轉眄歲考、辱榮立判、乃始返思務本。從此百室盈、而王道之始成矣。
- (16) 氣之盛也、班行考選、雍容讓德、有人焉；其衰也、相講相嚷、賄賂成風、甚至下右傾陷同人而奪之矣。
- (17) 小野和子『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）、p.471-p.473。
- (18) 例えば、東林派の指導者高攀龍の父は、當舖（質屋）を営んでいた。

考察と展望

本稿では、まず第1章で宋応星が『野議序』で非常に意識していると思われる陳啓新の上奏文を紹介し、第2章でそれに対して東林派・復社側がどのように反論したのかを説明し、第3章でこれらの閹党と東林派・復社の政治的な対立の中で起こった一連の流れの中で、『野議』を通して見た応星はどのような位置にいるのか、その位置づけを試みた。宋応星は他に類を見ない『天工開物』という革新的な産業技術書を著述したが、その前年の1636年（崇禎9）に記述した政論集『野議』を読むと、彼自身は国を想う気持ちの強い、幼少時から朱子学を身につけ一生懸命科挙受験のための勉強に打ち込んできた、先進的というよりはむしろ保守的な人物であったと思われる。『天工開物』は、当時の中国の重要産業を網羅し、その著述方法が数字に詳しく生産工程が詳細であるなど革新的であった。『野議』から見える宋応星像はそれとのギャップが大きく、このことは注目に値することではないかと思う。

また、先行研究で潘吉星氏が、宋応星は『復社紀略』などに復社成員としての記載は見られないが、その交友関係から東林党・復社に大変近い人物だったのであろうとしているが、本稿で東林党・復社と閹党との闘いの中、『野議』の「科挙」についての記述を中心に宋応星の位置づけを試みた結果、潘吉星氏が言っている以上に宋応星は復社に近い存在であったことがわかった。1630年（崇禎3）の郷試以来、「科挙」で政界に挙人・進士を大量に送った復社は、さらに保舉の令やその他の様々な手段を使って政府に匹敵するほどの権力を掌握する。約300年間続いてきた明朝の科挙やその科挙で使う文体である八股文の弊害について、復社の人々はそれを認識しながらも科挙合格を通して一層の勢力拡大を推し進めていく。同様に、宋応星も『野議』の中で、それらの弊害を指摘しながらも「明朝の科挙は300年続いている」と誇っている。その根底には、閹党の人々に権力を持たせては東林派・復社の人々が弾圧されるだけでなく、北方異民族・国内反乱問題においてもダメージが大きく明朝が滅亡してしまうという危機感があり、あらゆる手段を使ってでも権力を掌握しようとしていた姿が

あったようである。宋応星が『野議序』で記述している陳啓新の上奏文は、温体仁ら閹党が東林派・復社の勢力を削ぐために利用しようとしていたものであり、それに対して東林派・復社側はすぐに反論を繰り返した。当時、江西省分宜県教諭として「野」にいた宋応星も陳啓新の上奏文に危機感を感じ、一気に『野議』を記述したのであろう。

さて、陳啓新の上奏文に書いてあった「縉紳への富の集中」の問題が存在したのは事実であったようだ。明末には大土地兼併、賄賂、富裕な商人との結びつき、高利貸しなどを通して自然と縉紳に富が集中するシステムになっていた。閹党の人々は縉紳からその富を引き出させて、危機的な国家財政を救うと同時に東林派・復社の勢力を削減しようと何度も試みた。それに対して、東林派・復社の人々は縉紳の多面性、つまり皇帝や民を苦しめる縉紳もいるが、国家を救うために懸命に努力を続ける縉紳もいる、と主張して反論する。また、東林派・復社はその活動の中に各種の下層の人々を取り込んでいたのに、陳啓新への反論の中で、彼の上奏文の内容よりも武挙で元胥吏であった陳啓新、もしくはそれと同等の人々への軽視が顕著に見られる。そのように考えた時、宋応星は東林派・復社の人々の位置に非常に近いことが感じられる。なぜならば、宋応星が書いた『野議』は、いろいろな角度から見た「科挙」「縉紳」の現状についてほぼ陳啓新の上奏文と同様の弊害を記述しながらも、「科挙」は欠点はあるが明朝に絶対に必要なものとし、「縉紳」もいろいろと問題のある人々もいるが、やはり国家の危機を救うのは「縉紳」であり彼らへの啓蒙が重要と考え、(「縉紳」である)宋応星自身たちが力を合わせて国家の再建を図ろうと呼びかけているからである。ただ、「称貸」「請托」「保挙」に関する宋応星の主張には、東林派・復社の活動との間に距離感が感じられる。

今回は、特に「科挙」を中心に宋応星の『野議』の考察を試みたが、本書の内容には他にも特徴がある。例えば、生産物の枯渇化(「民財議」)、塩商の困窮化と塩政の改革案(「塩政議」)、異民族侵入・国内の農民反乱の制圧案(注1)など宋応星は本書で他にも重要な問題を提起している。また、本稿では陳啓新の上奏文で取り上げている問題点の中で、今回は特に「科挙」や「縉紳」に絞って論じてきた。陳啓新は「屯田」や「武官の軽視」についても問題としているので、今後これらの問題についても検討を重ねたい。

考察と展望・注

- (1) 吉尾寛氏の「明末・楊嗣昌の「剿餉」案について」(『東方学報・京都』第58冊、京都大学人文科学研究所、1986年3月、p.593-p.618)によると、温体仁の下で兵部尚書に抜擢された楊嗣昌「剿餉」の課税対象は「郷紳」であったとしている。本稿で問題とした「縉紳への富の集中」との関連が考えられる。